

## 報告事項No. 9

### 労働会館改修工事請負契約の変更について

労働会館改修工事請負契約（令和6年3月18日議決、令和6年12月24日市長の専決処分にて契約金額及び完成期限の変更、令和7年12月25日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

4の契約金額「4,545,082,300円」を「5,967,718,900円」に変更する。

参考資料

- 1 労働会館改修工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1 工 事 名	労働会館改修工事
2 工 事 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3 契約の方法	一般競争入札
4 契約金額	4, 147, 000, 000円
5 完成期限	令和7年12月22日
6 契約の相手方	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 前田 操治

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前契約金額	4, 147, 000, 000円
変更後契約金額	4, 545, 082, 300円
変更前完成期限	令和7年12月22日
変更後完成期限	令和8年7月31日

- 3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和7年12月25日専決処分、令和8年2月12日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前完成期限	令和8年7月31日
変更後完成期限	令和9年8月31日

#### 4 変更理由

川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うとともに、工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことから、耐震補強工事の増工が生じるとともに、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、契約金額の変更を行うもの

## 報告事項No. 10

### 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について

労働会館改修電気設備工事請負契約（令和6年3月18日議決、令和6年12月24日市長の専決処分にて完成期限の変更、令和7年3月19日変更議決及び令和7年12月25日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

4の契約金額「1,461,167,400円」を「1,826,298,100円」に変更する。

参考資料

- 1 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1 工 事 名	労働会館改修電気設備工事
2 工 事 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3 契約の方法	一般競争入札
4 契約金額	1,313,510,000円
5 完成期限	令和7年12月22日
6 契約の相手方	川崎市高津区子母口987番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 勝之 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前完成期限	令和7年12月22日
変更後完成期限	令和8年7月31日

- 3 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について（令和7年2月13日提出、令和7年3月19日議決）

4の契約金額「1,313,510,000円」を「1,461,167,400円」に変更する。
---

4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和7年12月25日専決処分、令和8年2月12日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 令和8年7月31日

変更後完成期限 令和9年8月31日

5 変更理由

川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うとともに、工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、契約金額の変更を行うもの

## 報告事項No. 1 1

労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について

労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約（令和6年3月18日議決、令和6年12月24日市長の専決処分にて契約金額及び完成期限の変更、令和7年12月25日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

4の契約金額「1,920,697,900円」を「2,703,167,500円」に変更する。

参考資料

- 1 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1 工 事 名	労働会館改修空気調和設備その他工事
2 工 事 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3 契 約 の 方 法	一般競争入札
4 契 約 金 額	1, 8 1 5, 0 0 0, 0 0 0 円
5 完 成 期 限	令和7年12月22日
6 契 約 の 相 手 方	川崎市多摩区宿河原1丁目20番11号 研空・稲水共同企業体 代表者 株式会社 研空社 代表取締役 小田 茂幸 構成員 株式会社 稲田水道工務店 代表取締役 樋山 晴久

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前契約金額	1, 8 1 5, 0 0 0, 0 0 0 円
変更後契約金額	1, 9 2 0, 6 9 7, 9 0 0 円
変更前完成期限	令和7年12月22日
変更後完成期限	令和8年7月31日

3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和7年12月25日専決処分、令和8年2月12日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 令和8年7月31日

変更後完成期限 令和9年8月31日

4 変更理由

川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うとともに、工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、契約金額の変更を行うもの

# 報告事項No. 12

## 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
26	6.3.18	労働会館 改修工事	東京都千代田区富士見2 丁目10番2号 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 前田 操治	完成期限 令和8年 7月31日	完成期限 令和9年 8月31日	7.12.25	工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、完成期限の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	6.3.18	労働会館 改修電気 設備工事	川崎市高津区子母口98 7番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 勝之 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利	完成期限 令和8年 7月31日	完成期限 令和9年 8月31日	7.12.25	工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことに加え、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことに伴い、完成期限の変更を行うもの

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
28	6.3.18	労働会館 改修空気 調和設備 その他工 事	川崎市多摩区宿河原1丁 目20番11号 研空・稲水共同企業体 代表者 株式会社 研空社 代表取締役 小田 茂幸 構成員 株式会社 稲田水道工務 店 代表取締役 樋山 晴久	完成期限 令和8年 7月31日	完成期限 令和9年 8月31日	7.12.25	工事着手 後に新築時 の設計図と 既存躯体の 位置・形状 などの一部 が異なって いること等 が確認され、 構造の再検 討、設備設 計、補修方 法及び施工 方法の見直 しが必要に なったこと に加え、配 管貫通孔の 位置等の検 討に多くの 時間を要し たことに伴 い、完成期 限の変更を 行うもの